

>> 証明と閲覧の請求について

証明と閲覧を請求できる方

証明と閲覧を請求できる方は、原則として次の方に限られます。

- (1)本人（相続人、納税管理人も含まれます）
- (2)代理人（本人の委任状、同意書などが必要になります）
- (3)借地人、借家人（固定資産課税台帳の閲覧、固定資産評価証明の請求に限ります）

証明と閲覧の種類と請求窓口

証明・閲覧の種類	窓 口	
	市税事務所 市役所本庁舎 2 階税の証明窓口	区役所 篠路出張所・定山溪出張所
所得（市民税・道民税・森林環境税）証明	◎	○※
納税証明	◎	○※
課税証明	◎	○※
固定資産評価証明	◎	×
固定資産課税台帳の閲覧	◎	×

〔凡例：◎ 交付できます ○ 一部の証明を交付できます × 交付できません〕

※区役所、篠路出張所および定山溪出張所で請求する場合の注意事項

課税標準額・調整控除額の追記が必要な所得・課税証明書については、交付できません。

（高等学校等就学支援金申請用など）

法人に関する納税・課税証明書については、交付できません。

次に該当する納税証明書については、交付できません。

- ①未納のある場合の納税証明書
- ②納税証明書（指名願）
- ③軽自動車税（種別割）の納税証明書
- ④酒類販売業免許申請用証明書

■郵送請求について

窓口に来庁できない場合は、証明の請求を郵送で行うことができます。必要書類を中央市税事務所納税課までお送りください。必要書類については  P86

■コンビニ交付サービスについて

一部の証明は、マイナンバーカードを使用して、コンビニエンスストア等で取得することができます。詳細については  P87

■オンライン申請について

一部の証明は、マイナンバーカードとスマートフォンを使用して、オンラインで交付申請し、郵送で受け取ることができます。詳細については  P88

証明と閲覧の請求に必要な書類

■窓口での請求

お持ちいただくもの	備 考
請求書	窓口へ備え付けているほか、札幌市公式ホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」から取得することもできます。 札幌市 証明・閲覧 ダウンロード 
本人確認書類	窓口に来られる方のマイナンバーカード、運転免許証など官公署発行の顔写真付きの本人確認書類（1点）、または健康保険証・年金手帳など顔写真の付いていない本人確認書類（2点）が必要です。 なお、マイナンバーを通知するために送付された「通知カード」・「個人番号通知書」は、本人確認書類として使用できません。
手数料	(1)所得（市民税・道民税・森林環境税）証明 1年度につき 400 円 (2)納税・課税証明 1税目・1年度・1納税義務者につき 400 円 固定資産税・都市計画税に係る納税・課税証明で、複数区に固定資産を所有している場合は区ごとに 400 円 (3)固定資産評価証明および固定資産課税台帳の閲覧 1年度・土地1筆、家屋1件、償却資産1納税義務者につき 400 円 【発行手数料が免除となる場合があります（特定疾患医療受給証交付申請、自立支援給付の受給などに使用する場合や生活保護世帯の方など）】
委任状	代理の方が請求する場合に必要になります。 本人と同居している親族の方が代理で請求する場合は不要です。
その他	相続人の方が請求する場合、相続人であることを証明する書類が必要です。

■郵送での請求

お送りいただくもの	備 考
請求書	札幌市公式ホームページ「市税証明の郵送での請求」から取得することができます。
本人確認書類の写し	上の表の「本人確認書類」をご覧ください。
手数料分の定額小為替	郵便局で購入することができます。 手数料については、上の表の「手数料」をご覧ください。
返信用封筒	あらかじめ宛先を記入し、切手を貼ってください。
委任状	代理の方が請求する場合に必要になります。
その他	相続人の方が請求する場合、相続人であることを証明する書類の写しが必要です。

〈送付先は〉 中央市税事務所納税課市税証明担当 ☎ P91

〈請求方法についてのお問い合わせは〉 札幌市納税お知らせセンター ☎ P90

証明書コンビニ交付サービス

■コンビニ交付とは

マイナンバーカード（個人番号カード）を使用して、全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機（キオスク端末）で証明書の取得が可能となるサービス。

■利用方法等

利用方法	マルチコピー機（キオスク端末）にマイナンバーカードをセットして、利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）を照合します。
利用できる時間	6時30分～23時00分（店舗の営業時間内に限る） （注）年末年始（12月29日～1月3日）及びシステムメンテナンス日は利用できません。
利用できる事業者店舗	セイコーマート、ローソン、セブンイレブン、ファミリーマート、イオン北海道、ラルズ※1、サッポロドラッグストアー※1、日本郵便※1、ミニストップ※2、イオンリテール※2、エコープ鹿児島※2 ※1 一部店舗でご利用いただけます。 ※2 市内に利用できる店舗はありません。
利用できる方	以下の条件をすべて満たす方 ・札幌市に住民登録がある15歳以上の方（成年被後見人を除く） ・マイナンバーカード（個人番号カード）を持っている方 ・1月1日（令和6年度の証明書が必要な場合は令和6年1月1日） 現在で札幌市に住民登録があり、税の申告手続き（確定申告または勤務先や年金支払者から札幌市への支払報告書等の提出）が終了している方
取得できる証明書	所得（市民税・道民税・森林環境税）証明書、市民税・道民税・森林環境税の課税証明書 （注）取得できるのは上記「利用できる方」の本人分のみの証明書です。
証明書の年度	現年度及び前年度（現年度の証明発行開始日（例年5月中旬頃）までは、前年度及び前々年度）の2年度分の証明書 （注）普通徴収の方、公的年金からの特別徴収の方及び被扶養者の方は5月中旬～6月中旬までは所得額のみ証明書となります。
手数料	一通300円（コンビニ交付の手数料はすべて有料となります。）

■ご注意

以下の場合、コンビニ交付の利用はできません

- 1月1日（令和6年度の証明書が必要な場合は令和6年1月1日）現在で札幌市に住民登録があったが、1月2日以降に札幌市から転出されている方
- マイナンバーカードを取得または利用者証明用電子証明書を更新して1営業日以内の方
（注）税の申告や住民票の変更内容が証明書に反映するまでに時間を要する場合があります。

市税証明のオンライン申請

市税証明のオンライン申請とは

スマートフォンとマイナンバーカードを使って、一部の市税証明を 24 時間 365 日（メンテナンス時を除く。）オンラインで申請し、郵送で受け取ることができます。

利用方法等

申請ページ	札幌市公式ホームページ「市税証明のオンライン申請」から各証明書の申請ページに移動できます。 
取得できる証明書	所得（市民税・道民税・森林環境税）証明書、市民税・道民税・森林環境税の課税証明書 (注)取得できるのは下記「利用できる方」の本人分のみです。
証明書の年度	現年度（最新年度）及び前年度の2年度分 (注)最新年度分については、6月中旬から申請可能になります。
利用できる方	マイナンバーカードをお持ちの方
必要なもの	(1)マイナンバーカード マイナンバーカードの交付時等に設定した署名用電子証明書が有効なものに限ります。 申請時に、署名用電子証明書の暗証番号（6～16桁の英数字）の入力が必要です。 (2)スマートフォン マイナンバーカードの電子署名を読み取るための専用アプリ「Graffer 電子署名アプリ」（無料）のインストールが必要です。 (注)マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンである必要があります。 (3)クレジットカード 証明手数料等の決済に使用します。 (対応ブランド：VISA、Mastercard、American Express、JCB、Diners Club)
手数料等	(1)証明手数料 一通 400 円（すべて有料となります。） (2)郵送料 1 回の請求につき 4 通までは 84 円、5 通以上 10 通までは 94 円
その他	・マイナンバーカードの署名用電子証明書が無効な場合や、札幌市に課税情報がない場合など、申請された証明書を交付できない場合は、申請時に入力された電話番号やメールアドレスにご連絡することがあります。 ・証明書発送後の申請取り消しはできません。

Q & A

Q.1 非課税証明書を発行してほしい場合は？

転出先の自治体から非課税証明書を提出するよう言われたのですが、札幌市で発行してもらえますか。

A 札幌市では「非課税証明書」という名称の証明書は発行しておりません。

課税証明書の住民税課税額が0円となっているものを一般的に非課税証明書ということがあるようですが、証明書の提出先によっては、住民税課税額のほかに所得金額等の記載を必要としているケースもあります。このような場合は、所得金額、住民税課税額等が記載されている所得（市民税・道民税・森林環境税）証明書が必要となりますが、どのような種類の証明書が必要なのかは証明書の提出先での判断となりますので、提出先に一度ご確認ください。

Q.2 請求書を自宅で印刷することができない場合の請求方法は？

郵送で所得（市民税・道民税・森林環境税）証明書を請求したいのですが、札幌市公式ホームページから請求書を自宅で印刷することができません。この場合は、どのように請求すればよいですか。

A ご自宅にある便箋等に必要事項を記入していただいたものを請求書としてお取扱いいたします。必要事項は、次のとおりです。

①現住所、②1月1日現在の住所（現住所と同一の場合は不要）、③氏名（フリガナ）、④生年月日、⑤日中連絡のとれる電話番号、⑥証明の使用目的、⑦必要な証明書（年度・通数）

（注）以下の証明書を請求する場合、上記①～⑦の他に、次の書類等が必要になります。

- ・車検用納税証明書を請求する場合：⑧車検証の写し
- ・固定資産税に係る納税・課税証明書を請求する場合：⑨物件の所在する区の記入
- ・固定資産評価証明書を請求する場合：⑩物件の地番・家屋番号の記入

Q.3 納めたばかりの市税について、すぐに納税証明書を発行できる？

昨日、金融機関で納付したばかりの固定資産税の納税証明書は、窓口ですぐに発行してもらえますか。

A 市税を納めた後、あまり日をおかずに納税証明書を請求する場合、納税いただいた旨の通知が金融機関等から届いていないこともありますので、領収書をお持ちください。また、口座振替をご利用の場合は、振替口座の通帳で納税状況の確認をいたします。

Q.4 軽自動車の車検用の納税証明書はどこで発行していますか？

軽自動車の車検で納税証明書が必要と言われました。どこで発行していますか。

A 最寄りの市税事務所または市役所2階税の証明窓口で発行しています。

※毎年5月にお送りしている納税通知書には車検用納税証明書が付いています。金融機関やコンビニエンスストアで納めていただくと領収印が押され、証明書として使用できます。納税証明書は車検の際に必要な場合がありますので、車検証と一緒に大切に保管してください。